

件名) 駅前再開発ビル無償譲受を検討するための条件提示について

1 条件の考え方

- (1) 条件は、滝川市として無償譲受の可否を判断する上で、要請者側として最低限クリアして頂かなければならない条件。
- (2) 条件について、要請者側として整理及び確約がされた際には、説明会等により市民意見を伺う中で最終判断をしていきたい。

2 条件内容

市税の納付状況や滞納に至った経緯経過等について、市民等への開示に努めるとともに、下記事項の整理及び確約を条件とする。

- (1) 滝川駅前再開発ビルを無償譲渡する時点において、滝川駅前再開発ビルに係る地上権、抵当権その他所有権以外の権利が設定されているとき又は特殊な義務を付帯しているときは、これを消滅させていること。
- (2) 滝川駅前再開発ビルに係る土地（地上権、賃借権を含む。以下同じ。）、建物（敷地権を含む。以下同じ。）のうち、滝川市及び㈱北洋銀行所有分を除くすべての土地、建物を滝川駅前再開発ビル㈱に一本化した上で、裁判所の関与の法的清算手続きにおいて滝川市に無償譲渡すること。
- (3) 滝川駅前再開発ビルを無償譲渡する時点において、現在、ビルに入居するテナントとの間で交わされている賃貸借契約等について、解除されていること。また、その契約に付帯する敷金返還債務も全て消滅されていること。
- (4) 滝川駅前再開発ビル㈱及び駅前ビル管理㈱は、滝川市に滝川駅前再開発ビルを無償譲渡した後、ビル管理に係る必要な引き継ぎ事務を終えた後、遅滞なく法人を清算すること。
- (5) 滝川駅前再開発ビルに係る税金（滞納分を含む。）については、ビルを滝川市に無償譲渡した後においても最大限の納付努力をすること。

3 条件提示日 11月10日